

# 戦後剣道の動向 — ルールの変遷と現状から —

國分 國友\*

## The Trend of Postwar Kendo

— In referring to the transition of rules and the present situation of Kendo. —

Kunitomo KOKUBU\*

### Abstract

After the war, Kendo made a rapid progress. It was not only because we the Japanese found ourselves in great stability of both material and moral, but because our interest in traditional Japanese things was gradually increasing, on the chance that Japan got independent under "Peace Treaty," which was concluded in April. 1952.

The progress was made to Shinai (Bamboo sword) Exercising, Organizing the Kendo League. Establishing Kendo's idea, Adopting Kendo as school physical education, Kendo for children, kendo for women, International Kendo, Reforming Rules for Referees in Matches...

Above all, 'Rule for the Referees in Match.' reflecting Kendo's contents and its practice in each era, have been reformed and arranged many times, while Kendo has been widely spread and developed.

Then, in this study I describe the trend of postwar Kendo, by comparing 'Show. 44th Year's Rule,' which includes the contents since '28th.' with '54th' '62th.' and 'Heisei 7th year's Rule' which were newly reformed, and by considering the relation between "rule and Kendo."

**KEY WORDS:** *Transition of rules. Postwar Kendo. Yūkō Datotsu*

### はじめに

戦後剣道は、昭和27年4月講和条約による日本の独立を契機として、物心両面の安定をみるに当たり、日本的なものへ関心もしだいに高まっていくなかで急速に復活発展してきた。

即ち、しない競技、剣道連盟の結成、学校体育への採用、各職域・幼少年・女子・国際剣道、日本剣道形の思想統一、剣道理念、修業の心構え制定、大会と試合審判規則などが発展の柱となっている。さらに、これらが経済の高度成長やさまざま

まの社会的背景と相俟って、その充実を高め今日に至っている。

とくに、大会試合のあり方は発展の中核的要素であることから、それを運用する試合審判規則は大きな比重をもってきた。この試合審判規則は戦前戦後を通じ、幾度となく改正されたが、体育スポーツとして復活した剣道を背景にもつ、戦後最初の昭和28年規則が最も大きな改正であり、昭和44年まで7回にわたり改正された。いづれの改正も昭和28年規則を基盤にその内容を整理し、現象面をとらえた不合理の是正、あるいは補足して、

\*鹿屋体育大学学術研究紀要 National Institute of Fitness and Sports in Kanoya, Kagoshima, Japan.

むしろこの規則を助長していく改正であり、本質的改正ではなかった。この昭和44年規則は復活剣道を受け、普及発展の道を共にし10年間の長期にわたり実施された。その後、昭和55年4月施行の規則が誕生した。この改正規則は試合の実態より、質的向上を計るべく、有効打突の条件や鎧競り合い、場外の取り扱いなどかなり本質的改正となった。これは剣道の理念に基づく、実践をめざしたもので、剣道は充実期を迎えたといえる。しかし、この規則の施行の過程で運用上や試合の実態を踏まえた是正、規則そのものの整理統合（内容の系統性、文章の明確化、用語の統一など）あるいは国際的剣道を前提にした規則の必要性が生じ、より充実を期した規則の改正が昭和62年10月施行の規則で8年間運用された。この様な結果、大会における剣道も成熟したが、剣道の大衆化（性別、年齢層、大会の種類）、国際化、スポーツ感覚から武道感覚、試合者・審判員の主体性の是非、それに観客も納得する内容、規則と実態との隔差、規

則の複雑化に対する簡素化、規則の公正さの追究や規則の条文の整備などの側面から従来の規則の見直しの必要が生じた。それが今回の平成7年7月1日施行の改正規則（枠組を規則と細則に分けて明示したもの）である。

以上のように戦後剣道は復活から普及発展し、充実し成熟期を迎えており、その様相は試合審判規則に如実に表現されている。これらの規則の変遷から戦後剣道の動向を考察する。

## 研究方法

本研究は今回の改正規則（平成7年7月1日施行）の主な条文に基づき、昭和44年4月施行規則、昭和54年4月施行規則、昭和62年10月施行の規則の三者を対比させ、とくに試合規則を主体に比較検討し、試合の実態や審判規則を含めた考察を試みるものである。但し、規則及び全剣連の解説要点はそのまま掲載する。

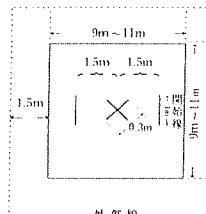
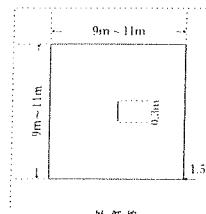
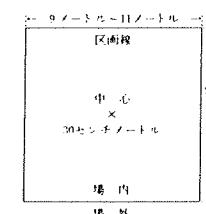
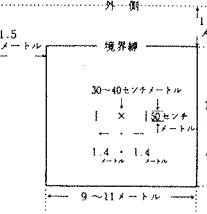
## 結果 考察

### 1. 試合場

規 則	細 則
<p>第2条 試合場の基準は次のとおりとし、床は板張を原則とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>試合場は、境界線を含み一辺を9メートルないし11メートルの、正方形または長方形とする。</li> <li>試合場の中心は×印とし、開始線は、中心より均等の位置（距離）に左右1本ずつ表示する。各線の長さおよび開始線間の距離は細則で定める。</li> </ol>	<p>第1条 規則第2条（試合場）は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>試合場の外側に原則として1.5メートル以上の余地を設ける。</li> <li>各線は、幅5センチメートルないし10センチメートルとし、白線を原則とする。</li> <li>試合場の中心（×印）、開始線の長さおよび開始線間の距離などは、第1図のとおりとする。</li> </ol>

Table 1. Place of match

試合場（試合規則第2条）（図1）

昭和44年規則	同54年規則	同62年規則	平成7年現行規則
			

昭和44年規則は開始線があり、幼少年の大会によつては礼をする位置まで線で示した例もある。

その結果、試合者の作法が開始線、礼線などの補助手段に頼りすぎるようになった。昭和54年規則では立札は提刀で相互の距離を9歩とった位置で行い、前進後退の3歩は帶刀で行うなど剣道形を参考にし、上述の補助手段を取り除いた。試合始めに双方が構えたとき（蹲踞及び立位）は、剣先がふれるかふれない程度にして試合者に緊迫感を出すとした。剣先のふれるかふれないかの程度は間という剣理をそこなわない最小限のところであり、交差することを絶対に認めないとし、交差

している時は矯正するとした。また、極端に離れてはいけないが、双方の体勢気勢の満ちた状態を重視し、少々離れている程度は修正する必要はないとした。昭和62年の規則では剣先のふれるかふれないかの程度、つまりその許容範囲を10センチメートル以内としている。また、試合の定義を設定し、試合場内で試合することを明記したことから、場外反則との関連で、場内の現象に注意がいった。

平成7年の現行規則は再度開始線を設けた。また、外郭線、区画線と呼称した試合場の線を境界線として、場内場外との関連で重みに配慮した。

## 2. 竹刀

規則	細則
第3条 竹刀は、竹または全日本剣道連盟が認めた竹に代わる化学製品のものとする。竹刀の構造、長さ、重さ、つば（鍔）の規格などは、細則で定める。	<p>第2条 規則第3条（竹刀）は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 竹刀の構造は、四つ割りのものとし、中に異物（先革内部の芯、柄頭のちぎり以外のもの）を入れてはならない。各部の名称は第2図のとおりとする。</li> <li>2. 竹刀の基準は、表1および表2のとおりとする。ただし、長さは付属品を含む全長であり、重さはつば（鍔）を含まない。</li> <li>3. つば（鍔）は、皮革ため化学製品の円形のものとする。その大きさは直径9センチメートル以内とし、竹刀に固定する。</li> </ol>

Table 2. Fixed standards of Shinal

昭和44年規則				同54年規則			
	中学校	高校生	大学生・一般		中学校	高校生	大学生・一般
長さ	112cm以内 (約3.7尺以内)	115cm以内 (約3.8尺以内)	118cm以内 (約3.9尺以内)	長さ	112cm以内 (約3.7尺以内)	115cm以内 (約3.8尺以内)	118cm以内 (約3.9尺以内)
重さ	375g～ 450g (約100匁～ 約120匁)	450g～ 485g (約120匁～ 約130匁)	485g以上 (約130匁以上)	重さ	375g以上 (約100匁以上)	450g以上 (約120匁以上)	500g以上 (約133匁以上)
同62年規則							
	性別	中学生	高校生 (相当年齢の者も含む)		大学生・一般		
長さ	男女共通	114センチメートル以内	117センチメートル以内		120センチメートル以内		
重さ	男性	425グラム以上	470グラム以上		500グラム以上		
	女性	400グラム以上	410グラム以上		420グラム以上		

## 平成 7 年現行規則

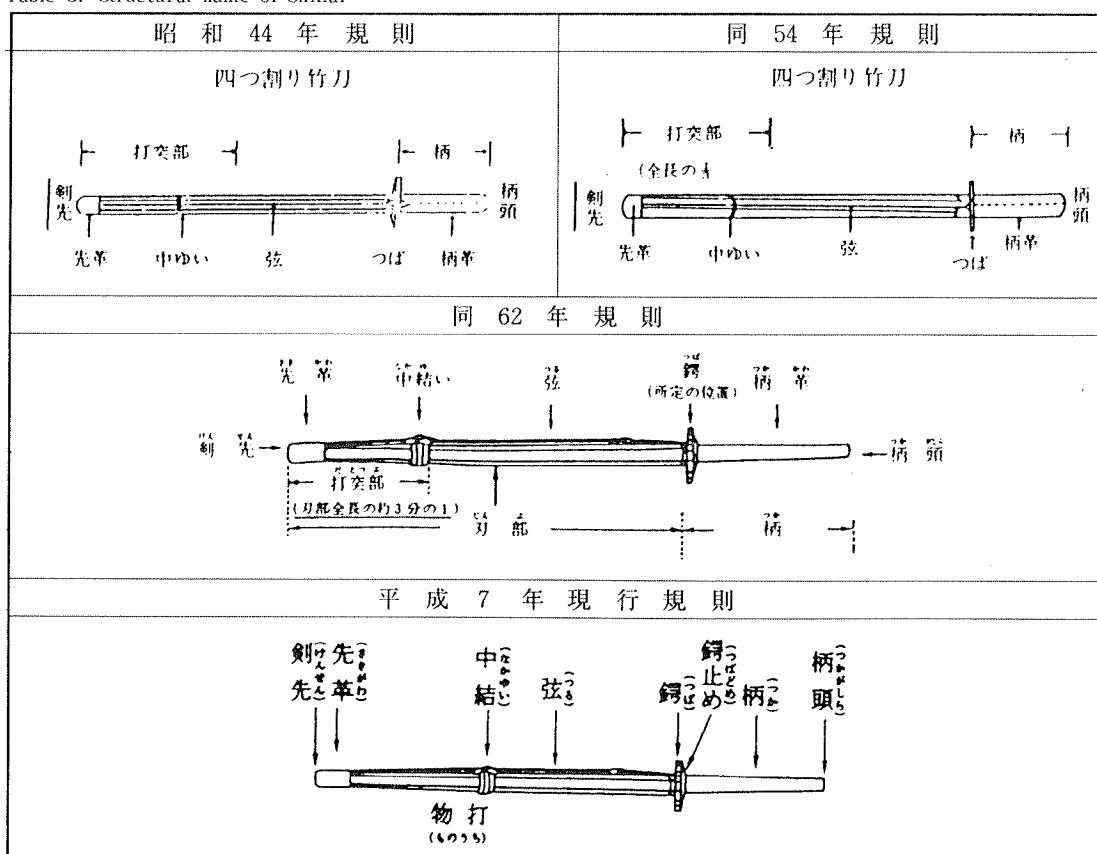
(一刀の場合)

	性別	中 学 生	高 校 生 (担当年令の者も含む)	大 学 生・一 般
長さ	男女 共通	114 センチメートル以内	117センチメートル以内	120センチメートル以内
重さ	男性	425グラム以上	470グラム以上	500グラム以上
	女性	400グラム以上	410グラム以上	420グラム以上

(二刀の場合)

	性別	大 学 生・一 般	
		大 刀	小 刀
長さ	男女 共通	114センチメートル以内	62センチメートル以内
重さ	男性	425グラム以上	280~300 グラム以内
	女性	400グラム以上	250~280グラム以内

Table 3. Structural name of Shinai



### 竹刀の規格

昭和44年規則は竹刀の重さに上限下限があったが、同54年規則で上限を廃止し、自分の技量や体力に応じ竹刀を選択できるようにした。竹刀の重さで上限をはずしたこと、安全性を無視したと不安視する趣きがあったが、これは技能の進展性や打突行動の関連から不安視する理由はない。また、女性の竹刀の重さは自由か、申し合わせ事項として取り扱ってきたが、昭和62年規則にはじめて規格が規定された。これは女性の体位体力の向上や女子の剣道の充実からである。竹刀の長さは従来、実質竹刀の竹だけの長さで表示してきたが、竹に附属品をつけ、竹刀の完成品の長さを明示した。重さは従来より完成品であり、ここで重さ長さとも完成品で表示されることで統一された。

平成7年現行規則は一刀の場合は従来通りであるが、二刀の場合男性の重さの基準と女性の重さの基準を新たに規定した。これらは従来の小刀の重さでは相手に対して打突によるダメージが大きいとし、基本的に長さ重さは二刀が著しく有利にならない様に配慮した。

### 竹刀の構造と名称

昭和44年の規則は「つば止」を記載していたが、同54年の規則で削除している。また、第7条つばは固定するものとあり、各人の責任で固定するのでその工夫が必要である。固定の位置は柄と刀身の境である。刃筋については弦が刀鋒であり、弦の反対側が刃であるという考え方が定着しているので、打突部（全長の1/3）という呼称にしていた。昭和62年規則では刀身の弦の反対側を刃部と明示し、打突部を全長の1/3から刃部全長の1/3とした。その結果、ほぼ中結の位置がその1/3にあたる。これは刀の操法の原理に基づいた技能の向上をめざせるものであるとした。

しかし、平成7年現行規則では打突部の位置は胴打ちの場合の様に、刃部・全長の1/3を打突部と明示した旧規則では実際は実態にそぐわないことから、打突部を削除し、物打ちを中心とした刃部とした。

### 3. 剣道具・服装

規 則	細 則
(剣道具) 第4条 剣道具は、面、小手、胴、垂れを用いる。	第3条 規則第4条（剣道具）は、第3図のとおりとする。 第4条 試合者の目印は、全長70センチメートル、幅5センチメートルの赤および白の2色とし、試合者の胴紐の交差する位置に二つ折りにして着ける。
(服 装) 第5条 服装は、剣道着・袴とする。	第5条 試合者の名札は、第4図のとおりとし、中央の垂れに着ける。 第6条 審判旗などの規格は、第5図のとおりとする。ただし、旗の柄の太さは直径1.5センチメートルを基準とする。 第7条 サポーターなどの使用は、医療上必要と認める場合に限り、見苦しくなく、かつ相手に危害を加えない範囲において、これを認める。 第8条 試合者の入退場および礼法は、その大会で定められた方法により行う。

Table 4. Costume of player

昭和44年規則	同54年規則
第8条 剣道具は面、小手、胴、垂を用い、服装は、稽古着、袴、またはシャツ、ズボンとする。 (註) 剣道具の図解説明を入れる。 (将来)	第8条 剑道具は、面、小手、胴、垂を用い、服装は、稽古着、袴とする。
同62年規則	
第7条 剣道具は面・小手・胴・垂を用い、服装は稽古着、袴とする。 2. 試合着は胴紐の交差点に赤または白の標識を中心から二つ折りにて着け、中央の大垂に必ず所属団体名および姓を明記した布製の名札を着用すること。	

### 試合者の服装

昭和44年規則は稽古着、袴及びシャツ、ズボンとも可としていたが、同54年規則で稽古着、袴だけを明示した。試合規則の性格や試合で定着したという実情を考慮した。幼少年剣道や学校正科時剣道指導の場などのような「公式試合以外の剣道活動については制限しない。」とした。しかしながら、稽古着、袴の服装は公式試合のみならず指導の場においても導入や展開において、剣道の特性を發揮させ、効果的指導に不可欠であることから、徐々に定着してきた。昭和62年規則の服装は同じ内容であり、稽古着、袴の使用は徹底している。その他、従来、申し合わせ事項として取り扱ってきた「名札（従来、ゼッケン）及び標識

（従来、タスキ）」は、その要領を含めて規則に明示した。

平成7年現行規則は従来の規則通りであるが、目印（従来、タスキ、標識）と名札、及び、サポーターなどの取り扱いを細則に記載した。これは、きれいなものを付けて、見苦しいところを見せない美的感覚と相手に危害を加えないことや、医療上の配慮であり、根底には試合者にとって有利不利はないとしている。従来の片足のみ使用可としていたものを両足でも上述のことが満たされれば可とした。

この服装の条項は色などが今後の課題として考えられる。

### 4. 判定（第7条勝敗の決定、5号）

規則	細則
5. 判定により勝敗を決する場合は、技能の優劣を優先し、次いで試合態度の良否により、判定する。	第9条 規則第7条5号「判定」は、次のとおりとする。 1. 技能の優劣は、有効打突に近い打突を優位とする。 2. 試合態度の良否は、姿勢および動作において優っている者を優位とする。

## 国分：戦後剣道の動向—ルールの変遷と現状から—

Table 5. Standard of judgement

昭和44年規則	同54年規則
<p>第3章 試合の種別および方法 第9条 個人試合</p> <p>3. 制限時間内に勝敗が決まらないときは、延長戦を行い、先に1本とった者を勝ちとする。 但し、判定、抽せんによって、勝敗を決め、あるいは引き分けとすることができる。</p>	<p>第3章 試合の種別及び方法 第9条 個人試合は、次による。</p> <p>(3) 制限時間内に勝敗が決まらないときは、延長戦を行い、先に1本取った者を勝ちとする。 但し、判定、抽せんによって、勝敗を決め、あるいは引き分けとすることができる。 判定によって勝敗を決める場合は、次に示す基準により、総合的に判定する。</p> <p>ア. 姿勢 イ. 態度 ウ. 反則</p>
同62年規則	
<p>4. 判定または抽選により勝敗を決した場合はその勝者に対し1本を与える。</p> <p>5. 判定により勝敗を決する場合は次に示す基準により総合的に判定する。</p> <p>(1) 姿勢・態度 (2) 技能 (3) 反則</p>	

判定基準（試合規則の8条5号、審判規則第8条14号）（表4）

昭和44年規則は判定によって、勝敗を決める場合にその基準を明示していなかった（但し、警察剣道ではあった。）ので、同54年規則ではその不備を補い、その基準と方法を明示した。しかし、このことは判定制度を奨励しているのではない。判定制度の採用とその取り扱いの時期は大会の規模などの特性を考慮した申し合わせによるとした。そして、判定の実際は、判定期間内の試合内容である「ア、姿勢、イ、態度（攻勢・1本に近い技を含む）、ウ、反則の三つを総合して勝敗を判定するものとし、基準に優先の順位を定めない。」としている。判定期間以外（前の試合など）

の試合内容は参考にしない。この判定制度採用の大会は警察剣道に多く、その他全日本選手権で採用していくくらいで、ほとんど採用していなかつたのが実情である。昭和62年規則は判定基準を i 姿勢・態度・ii 技能（1本に近い技）iii 反則としている。また、「判定勝ちまたは抽せん勝ちの者に対し1本を与える。」ことを規定した。

平成7年現行規則では判定制度は、なくする方向で取り扱うしながらも、採用の場合、従来の総合判断から優先順位〔1、技能の優劣2、試合態度の良否（姿勢・動作・反則）〕を決めた。

## 5. 竹刀の打突部・打突部位

規則	細則
<p>(竹刀の打突部)</p> <p>第13条 竹刀の打突部は、物打を中心とした刃部(弦の反対側)とする。</p> <p>(打突部位)</p> <p>第14条 打突部位は、次のとおりとする。(細則第3図参照)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 面部(正面および左右面)</li> <li>2. 小手部(右小手及び左小手)</li> <li>3. 脇部(右脇および左脇)</li> <li>4. 突部(突き垂れ)</li> </ol>	<p>第13条 規則第14条(打突部位)は、第3図のとおりとし、面部及び小手部は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 面部のうち左右面は、こめかみ部以上。</li> <li>2. 小手部は、中段の構えの右小手(左手前の左小手)および中段以外の構えなどのときの左小手または右小手。</li> </ol>

Table 6. Place of Datotsu

規則	細則
<p>第5章 打突</p> <p>第19条 突部(咽喉) 但し、中学校は除く。</p>	<p>第6章 打突の部位</p> <p>第16条 打突の部位は、次のとおりとする。 (1) 突部(咽喉、但し、上段及び二刀に対しては胸部を含む)</p>
同 62 年 規則	

平成7年現行規則	
面	小手

### 竹刀の打突部

昭和44年・54年規則の竹刀の打突部は剣先から竹刀の全長の1/3であったが、同62年規則では刃部全長の1/3とした。しかし、前述の通り、実態にそぐわない理由から、平成7年現行規則は物打ちを中心とした刃部とした。

### 打突部位（試合規則第16条4号）

昭和44年規則は突部（咽喉）を「但し、中学校は除く。」としていたが、同54年規則はこれを削除し、突きわざは剣道の最も大切な基本わざであることを示した。しかし、わざ修得の進展性や安全性などから、中学生の取り扱いは文部省の学習指導要領に準ずるとした。上述の咽頭の突きに加えて、相手が上段及び二刀の場合に限り「胸突き」を有効とした。これは単に試合に勝ちやすく、有利であるということから上段をとり、とらせるという実情で剣道の基礎的内容の修得がなおりにされる傾向にあった。さらに、二刀の場合はもちろん、上段の場合は片手わざがほとんどで「片手わざはとくに正確なものとする。」という有効打突の判定基準から、内容是正の規則はできるが、実際は頻度の多い上段に対しては、ほとんど規制

できない状態であったからである。剣道の技術的・精神的内容を含めた基本の進展性は、中段の構えによる攻防から学び修練することが大切であることを明示した。

上段（二刀）に対する「胸突き」は「上段とは上段にとってからおろすまでとする。」とある捉えきれない流動的状態に対して、両腕の下から突きわざを出すことが不可欠の要領としている。その他、胸突きの安全性については過去の資料が少なく、検討の余地があるが他のわざの取り扱いと同様、剣道の精神をもとに、正しい攻防のあり方を修得し、試合・審判を実施することである。同62年規則はさらに詳細にし、図解したところに特徴がある。また、突部の咽喉を突き垂部と改称したように道具名で明示した。

平成7年現行規則は打突部位の面部は従来と同様であるが突き部は従来の上段に対する「胸突き」を削除した。これは片方だけにあっては公平さを欠く、危険防止のため、及び突き部の一点の伝統性を加味した配慮などからである。小手部は当然のことながら、左手前の右小手、右手前の左小手は中段以外の構えや中段の変化以外は打てないとしているのは従来どおりである。

## 6. 有効打突

規則	細則
第12条 有効打突は、充実した気勢、適正な姿勢をもって、竹刀の打突部で打突部位を刃筋正しく打突し、残心あるものとする。	<p>第10条 規則第12条の「刃筋正しく」とは、竹刀の打突方向と刃部の向きが同一方向である場合とする。</p> <p>第11条 次の場合は、有効とすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 竹刀を落とした者に、直ちに加えた打突。</li> <li>2. 一方が、場外に出ると同時に加えた打突。</li> <li>3. 倒れた者に、直ちに加えた打突。</li> </ol> <p>第12条 次の場合は、有効打突としない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 有効打突が、両者同時にあった場合（相打ち）。</li> <li>2. 被打突者の剣先が、相手の上体全面に付いてその気勢、姿勢が充実していると判断した場合。</li> </ol>

Table 7. YūKō Datotsu

昭和44年規則	同54年規則
<p>第20条 有効な打突は、充実した気勢、適法な姿勢をもって「竹刀」の全長の1／3（剣先より）弦の反対側で、突は、剣先で打突の部位をそれぞれ正確に打突したものとする。</p> <p>片手の打突は、とくに確実であること。なお、次の場合における正確な打突も有効とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「竹刀」を落し、または、倒れた者に直ちに加えた打突。</li> <li>2. 場外に出ると同時に行われた打突。</li> <li>3. 試合時間終了の合図と同時に行われた打突。</li> </ol>	<p>第17条 有効打突は、充実した姿勢・適法な姿勢をもって竹刀の打突部で打突部位を正確に打突したものとする。</p> <p>但し、片手の打突、追い込まれながらの打突はとくに確実でなければならない。</p> <p>2. 次の場合における正確な打突も有効とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 竹刀を落し、又は倒れた者に、直ちに加えた打突。あるいは倒れた者が、直ちに加えた打突。</li> <li>(2) 場外に出ると同時に行われた打突。</li> <li>(3) 試合時間終了の合図と同時に行われた打突。</li> </ol> <p>3. 次の場合は有効としない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 相打の場合</li> <li>(2) 剣先が相手の体について生きている場合</li> <li>(3) 見苦しい引き揚げをした場合</li> </ol>
同62年規則	
<p><b>(有効打突)</b></p> <p>第17条 有効打突は充実した気勢、適法な姿勢をもって、竹刀の打突部で打突部位を刃筋正しく打突し、残心あるものとする。</p> <p>ただし、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 片手の打突、追い込まれながらの打突はとくに確実でなければならない。</li> <li>(2) 鐮競り合いからの後の技はとくに確実でなければならない。</li> </ol> <p>2. 次の場合における正確な打突も有効とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 竹刀を放しまたは倒れた者に直ちに加えた打突。</li> <li>(2) 場外に出ると同時に行われた打突。</li> <li>(3) 試合時間終了の合図と同時に行われた打突。</li> </ol> <p>3. 次の場合は有効としない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 相打ちの場合。</li> <li>(2) 剣先が相手の上体前面について相手を制している場合。</li> </ol>	

昭和44年規則では「竹刀の全長1／3（剣先より）弦の反対側で、突は剣先で打突の部位をそれぞれ正確に」となっていたが、同54年規則は「竹刀の打突部で打突部位を正確に」とした。さらに「追い込まれながらの打突はとくに確実でなければならない。」を加えた。このことは、相手を追い込んだときの打突は十分な気勢において相手を圧倒しているので、打ちは軽くとも有効になる場合があるが、追い込まれたときは一挙に相手の圧力をはね返すのに十分な確実さがないと有効と認めないとということである。さらに、次の場合は有効としないとする三ヶ条を加えた。

1. 「相打ちの場合」とはとくに正面打ちの例が多いが、双方が同じ部位または違う部位を同時に打突したと判断した場合は有効としない。  
気・体勢、打突の部位、間など判断の資料としている。
2. 「剣先が相手の体について生きている場合」とは、打突の意思がなく、相手の身体に竹刀をついている状態では、単に相手につけていれば打突されても有効とはならないという考え方で、この際の打突は確実であれば有効とされる。しかし、気・体勢とも備えられ、剣先がしっかりと生きていれば有効とされない。
3. 「見苦しい引き揚げをした場合」とは、有効打突は打突前、打突時の状態、打突後の態度など総合して決定すべきであるとした。このような観点から、打突後の残心のない見苦しい引き揚げをした場合は有効打突の宣告を撤回できるとした。主審が有効打突の宣告を行った時点で、時計係は時計を止め、その後の残心までの動作は従来通りの試合時間にはいらない。打突後の残心は直線的であり、余勢が少々伸びても試合場、内外を問わずあとの態度がよければよいとし、必ずしも中段に構えなくとも気・身構えがあれば十分であるとした。但し、場外に出た場合は残心がとれないことがあるので注意がいる。また見苦しい引き揚げで有効打突が取り消された場合は反則はとらない。その他、有効打突がない場合でも引き揚げ行為を伴う打突はスタンドプレーであり、勝ちを故意に示す動作である

ことから「試合の公正を害する行為」として反則とする。但し、場外に出た場合は場外反則としている。以上のことから、審判員は有効打突の宣告があっても残心まで見届けることが大切である。同52年規則は同54年規則の内容をほぼ採用しながらも「刃筋正しく」打突し、「見苦しい引き揚げ」の用語を「残心」あるなしで明示した。また、鎧競り合いからのわざを積極的に出させるため「鎧競り合いからの後のわざはとくに確実でなければならない。」とした。

平成7年現行規則では第12条の適正な姿勢は従来、適法な姿勢と表現していたものである。適正とは適法（一定の定めに従って破ることのないこと）・厳正（主觀を去って客觀として正しいこと）・妥当（最良性の原則であって、適法であればよいというのでは志が低すぎる、適法のうちに満足せず、さらに最良を求めて追究し続けること）をいう。

特記すべきは、審判員が有効打突などの判定の疑義がある場合、つまり

1. 有効打突者を錯誤して判定した場合。
2. 時計係の試合時間終了の合図が確認できず試合が継続され、有効打突の判定が行われた場合。
3. 反則回数を錯誤して、試合が継続され、有効打突の判定が行われた場合。

その是非を合議の上決定できるとしたことである。遵法精神も必要であるが、錯誤に対する対応も必要であり、改めるべきは改めるとする社会通念に準じた。この錯誤の用語は戦前の審判においても「表審判に於て見落し或は錯誤等のある場合は、裏審判が元を訂正する。」とし活用していた。

## 7. 場外 (第17条・・禁止事項4号)

規則	細則
4. 試合中に場外に出る。	<p>第15条 規則第17条4号「場外」は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 片足が、完全に境界線外に出た場合。</li> <li>2. 倒れたときに、身体の一部が境界線外に出た場合。</li> <li>3. 境界線外において、身体の一部または竹刀で身体を支えた場合。</li> </ul>

Table 8. Penalty

昭和44年規則	同54年規則
<p>第30条 第22条より第28条までの反則を犯した場合は、1回毎に通告し、3回犯したときは、相手方に1本を与える。</p> <p>但し、双方共に1本を取り、しかも3回目の反則を双方同時に犯した場合は、反則として数えない。</p> <p>第22条より第28条の反則事項は1試合を通じて(延長戦をふくむ)適用する。</p>	<p>第21条 第19条各号(9号を除く)の行為を犯した場合は、1回毎に通告し、2回犯したときは、相手に1本を与える。</p> <p>第22条 第19条9号の行為を犯した場合は、1回毎に注意を与え、2回犯した場合は、同条所定の他の反則1回並に扱う。</p> <p>第23条 双方共に1本を取り、しかも2回目の反則を双方同時に犯した場合は、反則として数えない。</p> <p>第24条 第19条の反則は、1試合を通じて積算する。但し、判定による延長戦の場合は、この限りでない。</p>
同62年規則	
<p>(罰則)</p> <p>第25条 第21条4項の行為を犯した場合、1回目は注意とし、2回目以降は反則とする。</p> <p>第26条 第21条4項を除く行為を犯した場合、1回ごとに反則とし、2回犯したときは相手に1本を与える。</p> <p>第27条 第21条の反則は1試合を通じて積算する。</p> <p>(罰則の相殺)</p> <p>第28条 延長戦および双方共に1本を取っている場合、2回目以降に反則を双方同時に犯したとき審判員はその行為を相殺し、反則として数えない。</p>	

### 場外反則

昭和44年規則は区郭線外にどの程度でたか、あるいは、どんな出かたを場外反則とみなすか、その取り扱いを明示したが、この内容の考え方が定着したので、同54年規則では削除した。また、同時に場外の事実について表示させていた線審の条項も削除した。この同54年規則は、追い込まれ、または見苦しい引き揚げを場外反則としていることから、場外に出た理由を考慮することを明示した。このことは積極的試合を奨励し、剣道にそぐわない行動をなくするために、場外反則を設けたことで、昭和44年規則とは概念がかわったといえる。具体的には打突に付属する行動、つまり、体押し、体当たりなどの身体接触で自分または相手が場外に出た場合や打突行動に必要な余勢によって場外に出た場合は反則としない。但し、不法な押し出し、突き出しが反則であるので注意がいると

している。追い込まれ、不用意なまわり込み、鎧競り合い時の不用意なまわり込み、見苦しい引き揚げによって場外に出た場合は反則とした。審判員は場外反則であるかどうか（双方または片方）を判断し、旗の意思表示で決定していた。

同62年規則は同54年規則の余勢場外の判断の困難さや故意に引きわざで場外に出るなど試合者の悪用による試合内容の質の低下から、実際の取り扱いや規則の表現をほぼ昭和44年規則にかえした。当然のことながら、残心があり有効打突が成立すれば場外に出ても反則にならないが、有効打突があっても残心がなく、場外に出た場合は有効打突の「取り消し」をされることから「場外反則」はとらない。ダブルペナルティはないとしていた。

平成7年度規則では、現行場外を境界線外に出た場合とした。これは質的には昭和54年以外の従来の規則と同質といえる。

### 8. 鎧競り合い

規則	細則
4. 主審は、つば（鎧）競り合いがこうちやく（膠着）した場合は、試合者をその場で分け、直ちに試合を継続させる。	第26条 規則第29条4号「分かれ」は、次の要領で行う。 1. 「分かれ」の宣告をし、両者を分け、直ちに試合を継続させる。 2. 分かれさせる位置は、試合場内とする。

Table 9. Long Thubazerai

昭和44年規則	同54年規則	同62年規則
なし	(9) 打突の意思のない、つばぜりあい。	4. 打突の意思のない鎧競り合いをすること。

昭和44年規則は打突の意思のない長い鎧競り合いを主審が分かれさせ試合を続行させていたが、同54年規則は試合者が自動的に解消することを前提とした。鎧競り合いの解消に積極性がうかがわれない場合は、主審の判断による20秒を目安に双方または片方に「注意」を与え、「注意」2回で反則1回とした。この場合、場外反則と同じ要領

で旗の表示をし、旗2本で「注意」が成立する。しかし、反則の場合「なし」の表示ができるが、鎧競り合いの場合は必ず双方または片方に表示しなければならない。鎧競り合いの成立とその解消の判断資料は双方の竹刀が交差し、鎧と鎧が合うことを鎧競り合いの成立とし、一足一刀の間を切ることや、わざを出すなどを解消の判断の基本と

する。しかし、間やわざ及びそれに付随する行動を原則として判断するが、性別、年齢、技能の発達段階、攻防の気・体勢などによってかなりの差があり、流動的であるので注意がいる。また、鎧競り合いの解消とみせるため故意の不正確なわざは、十分な体さばき、あるいは気合が伴っていないければ解消とみなされない。その他「相手に不法に手をかけ、または腕をもってかかえ入る、柄を相手の中柄に入れ、または下から拳を中柄に入れてこねあげる、公正を害する行為」があれば、主審は「止め」をかけ、合議によって反則を与える。この場合、主審「止め」の時点で、長い鎧競り合いのための「止め」と混同しないようにし、審判は鎧競り合いの状態では他の反則行為にも注意が大切であった。同62年規則は同54年規則の内容を受けながらも、罰則を強化した。「注意」は最初の打突の意思のない長い鎧競り合いのみで、次から反則扱いとした。結局3回行われると反則2回になり、相手に一本を与えることとした。その他、正しい鎧競り合いを「相互の竹刀の鎧元を接し、相手の竹刀を自己の竹刀の左側にして交差させる。」と試合者の留意すべき事項に明示した。鎧競り合いは攻防の場であり試合者は積極的引きわざやその解消に努めなければならないが、審判員は不正な状態をその回数や持続時間などで判断

し、違法な鎧競り合いとして成立させた場合は「公正を害する行為」として反則にとる。その他、鎧競り合いから分かれるため、故意に剣先で相手を突き放すと反則とした。

平成7年現行規則では鎧競り合いはまず、正しい鎧ぜり合い（鎧と鎧の競り合い。刃部が相手に触れない。鎧をけずる）が大前提となり、適切でないものは反則とし、次に膠着状態つまり、わざを出すにも出せない攻防の緊迫感のある状態が統けば、「分かれ」「はじめ」で主審が解消させる。このとき、打突の意思のない時間の引き伸ばし、休みと感じる様な長い鎧競り合いは反則とした。さらに、従来からの試合者間の鎧競り合いの解消は当然のことながら重要である。つまり、引き技を出すか、相互に油断なく引いて（裏からの分かれは可とする）解消などが要点となる。

前述した適切でない不当な鎧競り合いは、逆交差（長時間、回数など判断材料）や柄で中柄をこじあけるなどは禁止行為であり、これを犯したら反則となる。また、試合者間の鎧競り合いの解消のなかで、相互が引く場合片方が着いていく様な動作は試合の流れによっては反則にとられる場合があるので注意がいる。いづれの鎧競り合いに関する反則は、合議により決定するとしている。決定後は主審のみ反則側に旗をあげ宣告する。

## 9. 竹刀落とし

5. 自己の竹刀を落とす。

Table 10. Shinaihanashi

昭和44年規則	同54年規則
なし	(7) 自己の竹刀を落とすこと。 但し、落した直後に有効打突が加えられた場合は、反則としない。
同62年規則	
3. 試合中に自分の竹刀を両手から放し使用不能になること。 ただし放した直後に相手から有効打突が加えられた場合は「竹刀放し」反則としない。	

「分かれ」「はじめ」の解消処理は昭和44年のそれとは質的に全くの相違がある。

昭和44年規則には明示されず、同54年規則は「竹刀は刀という観念から、自分の竹刀を落とした場合は試合不能として反則とした。竹刀を落とした場合とは竹刀が両手から離れて、着地した場合をいう。但し、暴力による場合は、暴力を加えた方を試合の公正を害する行為として反則とする。この場合の暴力とは、張る、払う、捲くなどの剣道

の技術として通常認められている以外の方法で、ことさら必要以上の腕力を用いて相手の竹刀を打ち落す場合をいう。」としている。同62年規則では「竹刀放し」とし、従来の規則取り扱いを受けながらも、自己管理能力があるかないかを判断し取り扱うとした。

平成7年現行規則は、再度竹刀落しという表現をした。但し、反則の宣告の仕方は全て従来〇〇反則という説明を入れていたが、全て反則何回と

## 10. 罰則の処理

規則	細則
<p>第20条 試合者が第17条2号ないし7号の行為をした場合は、反則とし、2回犯した場合は、相手に1本を与える。反則は、1試合を通じて積算する。ただし、同時反則によって両者が負けになる場合は相殺し、反則としない。</p> <p>②第17条4号の場合、両者が相前後して、場外に出たときは、先に出た者のみ反則とする。</p> <p>③第17条4号の場合、有効打突を取り消したときは、反則としない。</p> <p>④第17条5号の場合、その直後に相手が打突を加え、有効となったときは、反則としない。</p>	<p>第17条 規則第20条の同時反則による相殺は、次の方法で行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1回目の場合は、赤・白の順に反則を宣告し、相殺する。</li> <li>2回目以降の場合は、相殺の宣告と表示を行なう。</li> </ol>

Table 11. Penalty

昭和44年規則	同54年規則
<p>第30条 第22条より第28条までの反則を犯した場合は、1回毎に通告し、3回犯したときは、相手方に1本を与える。</p> <p>但し、双方共に1本を取り、しかも3回目の反則を双方同時に犯した場合は、反則として数えない。</p> <p>第22条より第28条の反則事項は1試合を通じて（延長戦をふくむ）適用する。</p>	<p>第21条 第19条各号（9号を除く）の行為を犯した場合は、1回毎に通告し、2回犯したときは、相手に1本を与える。</p> <p>第22条 第19条9号の行為を犯した場合は、1回毎に注意を与え、2回犯した場合は、同条所定の他の反則1回並に扱う。</p> <p>第23条 双方共に1本を取り、しかも2回目の反則を双方同時に犯した場合は、反則として数えない。</p> <p>第24条 第19条の反則は、1試合を通じて積算する。但し、判定による延長戦の場合は、この限りでない。</p>
同62年規則	
<p>(罰則)</p> <p>第25条 第21条4項の行為を犯した場合、1回目は注意とし、2回目以降は反則とする。</p> <p>第26条 第21条4項を除く行為を犯した場合、1回ごとに反則とし、2回犯したときは相手に1本を与える。</p> <p>第27条 第21条の反則は1試合を通じて積算する。</p> <p>(罰則の相殺)</p> <p>第28条 延長戦および双方共に1本を取っている場合、2回目以降に反則を双方同時に犯したとき審判はその行為を相殺し、反則として数えない。</p>	

いう宣告の方法で○○の内容は宣告に入れないとしたことに注意がいる。

昭和44年規則は反則3回で相手に一本を与えていたが、同54年規則以来、2回で一本を与えるようになった。規則をかいくぐり剣道精神、理念にそぐわない行為をとりしまり、積極的剣道を奨励している。同62年規則は打突の意志のない鍔競り合いの「注意」は2回目から反則としていたが、「双方または片方」にしたことは、むやみに双方にしていたことを是正しようとした通達事項を規則に明示した。のことから判定の困難さはあるが、鍔競り合いは休む時間ではなく、積極的引きわざ、相互の解消が重要な意味をもち、正しい鍔競り合いあるいはそれに付随する試合者の態度・行動で鍔競り合いのもつ反則事項を判断しなければならない。

平成7年度現行規則は従来通り、反則2回で相手に一本与えるとし、鍔競り合いの「注意」は、膠着状態の場合「分れ」「はじめ」の審判処理を採用したので削除された。積極的攻防により技を出そうにも出せない膠着状態以外の長い鍔競り合いは、即反則となるので注意がいる。現行規則は禁止事項を設定し、これを犯した者に罰則を与えるというまとめ方をした。

以上、規則の主な事項について考察をすすめてきたが、とくに有効打突の条件のなかで、昭和44年の規則までは打突後の残心は重要であるしながらも規則上は明示されず、同54年の規則にはじめて、見苦しい引き揚げがあれば取り消すとし、残心の必要性を明示したことから、試合の状況も引き揚げがなく一変した。なかでも若年層の打突行動が充実し、剣道が本質的に相違を感じる程になった。同62年規則で「見苦しい引き揚げ云々。」の用語を「残心云々。」として明示した。

平成7年現行規則では試合者の有効打突の条件は定着した内容で取り扱い、審判は不適切な行為のあった場合（残心なし、必要以上の余勢や有効などの誇示）、合議の上有効打突の宣告後でも取り消すことができるとした。

鍔競り合いは審判主体の「分かれ」「はじめ」が昭和44年規則、そして、同54年規則は長い鍔競

り合い20秒間を目安に反則（注意）とする処置、これらの規則と並行して、鍔競り合いからの引きわざは積極的に有効打突にしようとする申し合わせなど行われていた。同62年規則は打突の意志のない鍔競り合いの罰則を強化し、あるいは、鍔競り合いからの後のわざは確実でなければ有効としないとした。以上のことから、鍔競り合いの解消は審判主体になっていた規則から、試合者双方に委ねられた規則にし、正しい鍔競り合いを遂行させ、緊迫感と積極的わざの引き出しに終始工夫していることが規則の変遷にも伺える。

平成7年現行規則は長い鍔競り合いの「注意」の罰則を削除した。審判は反則か膠着状態の見極めが重要となり、継続した研究と大会前の申し合わせなどが必要である。質的には44年の規則の「分かれ」「はじめ」の処理とは相違があることは前述した通りである。

場外は昭和44年規則までは常に反則に直結し、断崖絶壁の色が濃く、打突を忘れた区郭線付近のもみ合いの試合が多かった。同54年規則は追い込まれ、不用意、見苦しい引き揚げの場外のみを反則とし、打突に付随した余勢で残心があれば場外に出ても反則としないとした。つまり、積極的試合をさせ、打突による勝敗を主体にした剣道の本質的特性を前面に押し出したもので、場外の概念は一変した。しかし、規則の悪用や審判の判断に支障をきたし、場外の取り扱いは同62年規則は同44年規則に全面的に戻した。

平成7年現行規則は場外の取り扱いはほぼ定着したといえる。

上述のように剣道の質の核ともなる有効打突の取り扱いは当然のことであるが、鍔競り合いや場外に関するさまざまの内容がこれまでの改正の中核的内容であった。

## ま と め

昭和44年、同54年、同62年、平成7年の現行の規則を比較検討しながら、戦後剣道の動向を考察してきた。

昭和54年改正は日本剣道形の統一的解釈と実施、剣道理念の制定、余勢場外など警察剣道にお

ける実践済みの規則、武道学科設立など指導者の育成や申し合わせ事項の整理など改正への基盤となる剣道に関する諸条件が整い、時が熟してその運びとなっている。

昭和62年規則も前述した通り、剣道の実践に対する基本的内容を整備した。これはさまざまの社会的背景が直接間接に起因していることが伺える。つまり、剣道の内容に関する事項や規則そのものの系統性、明確化を前提に整理され、国際化にも適応できるようにした。平成7年現行規則は、上述の通り従来の規則を規則と細則に分ける枠組みを設けたことが特徴的で規則の簡素化をはかった。竹刀の物打ちの採用、胸突きの削除、有効打突の錯誤の採用、鎧競り合いの膠着した場合は「分かれ」の採用などが主な改正内容で、薬物の項を設けたことは、いかにも現代的である。さらに、審判員の宣告、旗の受け渡しなども簡略簡素化された。

以上のように剣道の試合はそのあり方に大きな比重をもっている。ましてや試合至上主義的風潮にある現今、正しい剣道や理念とに隔差を生じ、問題が種々湧出していることから、規則やその運用は非常に重大になってきているといえる。

また、時代の要求に即し改正され変遷している規則はその表現の細文化、明文化にしたがい、従来、以心伝心、教外別伝としてその本質的なものを取り扱ったとする剣道の内容が形式化され、歪められていくことも考えられることから、取り扱いには十分注意が必要である。

今後も規則の改正は予測できることから、それらに必要な諸条件を充分に把握することや規則のあり方を追求し、正しい剣道の普及奨励、21世紀へ伝承していく剣道の創造に努力しなければならない。

## 参考文献

- 1) 国分国友：ひとつばし資料31号、一橋出版、東京、1979年、pp5-17
- 2) 国分国友：ひとつばし資料、一橋出版、東京、1981、pp38-42
- 3) 国分国友：鹿屋体育大学研究紀要2、1987、93-99
- 4) 国分国友：鹿屋体育大学研究紀要3、1988、pp109-119
- 5) 全日本剣道連盟、剣道試合審判規則、全日本剣道連盟、東京1969、pp1-23
- 6) 全日本剣道連盟：剣道試合審判規則、全日本剣道連盟、東京、1979、pp1-28
- 7) 全日本剣道連盟：全剣連会報、全日本剣道連盟、東京、1987、p 6
- 8) 全日本剣道連盟：全剣連会報、全日本剣道連盟、東京、1995
- 9) 谷田左一：剣道詳説、秋文堂書店出版、東京、1930、p 341
- 10) 全日本剣道連盟：全剣連会報、全日本剣道連盟、東京、1996